

いじめ防止基本方針

青森市立古川小学校

目 次

- 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

- 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項
 - (1) 基本施策
 - (2) いじめ防止等に関する措置
 - (3) 重大事案への対処
 - (4) 学校評価における留意事項
 - (5) その他
 - ・ いじめの認知に係る標準指針
 - ・ 児童生徒の心身の「状況を把握する」・「変化を見逃さない」ための観察ポイント
 - ・ いじめ対応報告シート
 - ・ いじめの状況報告書
 - ・ いじめ問題への取り組みのチェックポイント

平成26年1月15日策定

平成27年8月28日改訂

平成29年1月10日改訂

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。

いじめの認知は、本人、親、友人の誰からの報告であっても「いじめの事態を心配している人から報告があったこと」とし、いじめの疑いの場合でも、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

ア 努力目標を「相手の立場を考えて行動する子」とし、目標の一つに「正しいことを実行できる学校」を掲げ弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

イ 児童の豊かな心・思いやりの心を育み、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

a 全ての児童が授業に参加できる、わかる授業を行い、自己有用感を味わわせる。

b 授業改善に向けた校内研修の実施（年6回程度実施）

c 長期休業が明けて1週間の間に道徳や学級活動の時間における、いじめの防止等に関わる価値項目や内容項目等の重点的な学習の実施

ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

a 児童の居場所づくり、絆づくり（人間関係づくり）に向けて、社会体験や交流体験の機会を設ける。

・「ねぶた大好き」（4月～10月）

・「地域清掃ボランティア」（7月）

エ いじめ防止、いのちの大切さに関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、集会活動等を実施する。

- a 外部講師による体験活動の実施
- b いじめ防止標語コンクールの実施（年1回）

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- a 児童対象の生活、保健、いじめアンケート調査・・・・・・・・・・毎月実施
- b アンケート調査の結果を元にした個人面談・・・・・・・・・・毎月実施
- c 保護者対象のいじめアンケート調査・・・・・・・・・・年1回(1月)

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。また、いじめを受けた児童等の権利・利益が擁護されるよう配慮する。

- a いじめ相談窓口の設置
- b 古川中学校に配置されているスクールカウンセラーの活用

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、全ての教職員がいじめに対して共通の理解を持ち、そのための取組に対して共通の認識を持つなどいじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

- a 国立教育政策研究所の資料やいじめの事例、全国的な動向等を取り入れた校内研修の実施（夏季休業中）
- b いじめについてロールプレイやワークショップ等を取り入れた校内研修の実施（夏季休業中）

エ 保護者や地域住民からの情報提供の受け入れ体制

- a 学校だよりによる保護者、各町会への情報提供の呼びかけ（毎月）
- b 青森市教育委員会発行のリーフレット等の各町会への配布（随時）
- c 地域教育懇談会での民生委員、町会長、子ども会担当者等への呼びかけ（7月）
- d 学校評議員会での学校評議員への呼びかけ（7月・2月）

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

- a 道徳の時間における情報モラル教育の充実
- b 参観日全体会での保護者に対する情報モラルに関する啓発活動の開催
- c 家庭教育学級等での情報モラル研修会の開催

(2) いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止推進教師の配置

些細な情報を放置したり，問題ないと勝手に判断したりしないように「いじめ防止推進教師」を配置する。

②教職員が気付いた児童の些細な変化に関する情報を集約し，分析，対応する体制の構築

ア 全教職員による情報の収集・記録

・児童の些細な変化やトラブルについての情報を所定の様式に記録

イ いじめ防止推進教師による，いじめに係る事案の集約及び仮仕分け

ウ いじめ防止推進教師による，情報報告者への確認や関係者からの聞き取り

エ 校長の承認を受け，いじめ防止対策委員会の招集

- ・原則として週1回開催とし，重要性・緊急性のある場合は緊急開催
- ・いじめの状況等を客観的に確認し，総合的に判断する。

③いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため，次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」及び「生徒指導会議」（児童を語る会）を設置する。

ア 「いじめ防止等対策委員会」

<構成員>

①通常時……全教職員

校長，教頭（いじめ防止推進教師），教務主任，生徒指導主任，学級担任，学年ＴＴ担任，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，技能主事，事務職員

②必要に応じて（※重大事態発生時等）……①に外部の専門家等を加える

カウンセリングアドバイザー，学校評議員，ＰＴＡ役員等

<活動>

組織によるいじめの認知・早期対応

<開催>

原則として週1回開催とし，重要性・緊急性のある場合は緊急開催とする。

イ 「生徒指導会議」（子どもを語る会）

<構成員>……全教職員

校長，教頭（いじめ防止推進教師），教務主任，生徒指導主任，学級担任，学年ＴＴ担任，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，技能主事

<活動>

- ・いじめの早期発見，早期対応に関すること（アンケート調査，教育相談等）
- ・いじめの未然防止に関すること。
- ・いじめ事案に係る対応に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること等。

<開催>

原則として月1回開催とし、必要に応じて緊急開催とする。

③いじめの事実が認知された場合の措置

- ア 「いじめ対応シート」を教育委員会に提出する。
- イ いじめを行った児童、いじめを受けた児童双方の保護者に連絡する。
- ウ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する心身の苦痛に配慮した支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- エ いじめの関係児童名、態様、対応についてデータベース化する。
- オ 毎月末にとりまとめて、翌月5日までに「いじめの状況報告書」を青森市教育委員会に提出する。
- カ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- キ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ク いじめを受けた児童といじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合は、学校間で連携・協力して対処する。
- ケ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、青森市教育委員会及び警察等の関係機関と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、青森市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処するために外部の専門家を含めた組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点

を学校評価の項目に加え，適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する調査等の取組の評価に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための該当児童との面談等の取組に関すること。